

令和2年度事業計画の認定等に係る提出書類一覧

次の1～3に該当する組織は書類の作成・提出をお願いします。

各様式は岩美町ホームページよりダウンロードできます。

[トップページ → 各課の仕事 → 産業建設課 → 農林係 多面的機能支払交付金]

令和2年度から一部新様式になっておりますので、新様式により作成して下さい。

計画の作成にあたり、鳥取県の定める「多面的機能支払の実施に関する基本方針」を参考としてください。

1. 新規組織・再認定組織

- ①多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について 【様式第1-1号】
- ②多面的機能発揮促進事業に関する計画 【様式第1-2号】
- ③農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 【様式第1-3号】
 - + 認定対象区域図面、対象農地の一覧 (任意様式：地番・字・農地面積のわかるもの)
- ④長寿命化整備計画書 ※工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合 【様式第1-4号】
- ⑤規約 + 構成員一覧

2. 既存組織〔農用地面積の変更、共同活動の単価変更、活動の追加・中止又は廃止、活動期間の延長、長寿命化整備計画書の作成・変更のある場合〕

- ①多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について 【様式第1-1号】
 - ②多面的機能発揮促進事業に関する計画 【様式第1-2号】
 - ③農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 【様式第1-3号】
 - + 認定対象区域図面、対象農地の一覧 (任意様式：地番・字・農地面積のわかるもの)
 - ④長寿命化整備計画書 【様式第1-4号】
- ※工事1件あたり2百万円以上の活動の追加及び認定済み工事の概算事業費が3割以上増加する場合
- ※①と②・③・④のうち変更のあるもの。

3. 既存組織〔長寿命化の数量・延長の変更、共同活動の取組み内容の変更(時期、回数、取組みテーマ等)のある場合〕

- ①農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 【様式第1-3号】
 - + 認定対象区域図面、対象農地の一覧 (任意様式：地番・字・農地面積のわかるもの)
 - ②長寿命化整備計画書 【様式第1-4号】
- ※認定済み工事の数量・延長の変更及び工事1件あたりの事業費が2百万円未満となった場合
- ※①・②のうち変更のあるもの。

4. 既存組織〔変更のない場合〕

→書類の提出不要

※構成員(代表者、役員)の変更がある場合は別途届け出が必要。